

ねんきん通信

不慮のときには障害年金と遺族年金があります

国民年金からは、65歳から老齢基礎年金が支給されますが、そのほか、不慮の事故のための障害基礎年金と遺族基礎年金が支給されて国民の暮らしを守ってくれます。

～ 障害基礎年金 ～

障害基礎年金は、障害の原因となった病気やケガの初診日が国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間にある方が、一定の障害の状態になったときに支給されます。

年金額は、障害の程度が一級のときが986,100円（平成23年度価格・年額・以下同じ）、それより軽い程度の二級のときが788,900円です。また、障害基礎年金には子（生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で一級・二級の障害の状態にある子・以下同じ）の加算額があって、その額は一人について75,600円（ただし、二人目までは一人について227,000円）です。

今年4月からは加算対象者が拡大され、これまで受給権が発生した後に結婚・出産しても、配偶者や子どもが受け取ることができなかった加算額が、年金受給権が発生した後も配偶者や子どもへの加算額を届出により受け取ることができるように改正されました。

児童扶養手当を受けている方は、同一の子を対象とした障害年金の子の加算と配偶者の方へ支払われる児童扶養手当の両方を受け取ることができません。

児童扶養手当と障害基礎年金の子の加算のどちらを受けるかについては、原則として、児童扶養手当の金額と障害基礎年金の子の加算額とで比較して金額の高い方を受け取ることができるようになりました。ただし、児童扶養手当には所得制限があるほか、障害基礎年金の子の加算も子の人数によって金額が異なるため、詳しくは年金事務所等にお問い合わせください。

～ 遺族基礎年金 ～

遺族基礎年金は、国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間に亡くなったときに、亡くなった方に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。年金額は、子が一人の妻には1,015,900円、一人の子だけには788,900円支給されます。また、子が二人以上のときには、いずれについても障害基礎年金と同様の加算が行われます。

～ 年金受給のための条件 ～

障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには、初診日等（障害基礎年金では初診日、遺族基礎年金では死亡日・以下同じ）のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならない期間」のうち、三分の二以上の期間が、①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であるという「保険料の納付要件（三分の二要件）」を満たす必要があります。

※「国民年金に加入しなければならない期間」は、原則として20歳から60歳になるまでの期間ですが、海外に在住している期間や、厚生年金等から老齢年金を受けている期間は除かれます。

また、「三分の二要件」を満たせなくても、平成28年3月までに65歳未満で初診日等がある場合、初診日等のある月の前々月までの一年間の全ての期間が①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であればよいことになっています。

なお、遺族基礎年金は、老齢基礎年金を受けている方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなったときにも支給されますが、このときは前記の保険料納付要件を満たす必要はありません。

ご自分が、保険料納付要件を満たしているかどうかご心配な方や国民年金の詳細をお知りになりたい方は、お問い合わせください。

～ 厚生年金の加入者は ～

障害基礎年金と遺族基礎年金は、厚生年金の加入者にも支給されます。詳細は年金事務所にお問い合わせください。

詳しくは、稚内年金事務所(電話0162-32-1941)または町民課保健福祉グループ(電話5-1115 内線160)にお問い合わせください。

ご存知ですか? 「国民年金基金」

国民年金基金は、自営業の方やフリーランスの方など国民年金の第1号被保険者で保険料を納めている60歳未満の方が加入できる国民年金の上乗せ年金として創設された公的な年金制度です。

詳しくは、北海道国民年金基金（フリーダイヤル0120-65-4192）までお問い合わせください。